

労災保険指定医療機関の皆さまへ

# 「労災電子化加算」を算定できる 期間が延長になりました

現在、労災診療費の電子レセプト請求ができるようになっていますが、電子レセプト請求を実施する医療機関の負担軽減を図るため、以下のとおり「労災電子化加算」を算定できることとしています。

## 点数

オンライン又は電子媒体による労災診療費の請求を行った場合に、**電子レセプト1件につき5点**が算定できます（初診・再診を問いません）。

平成26年3月診療分までは、電子レセプト1件につき3点の算定となります。

## 対象となる期間

「労災電子化加算」を算定できる期間は、平成30年3月診療分までとなる予定です。

薬剤費レセプトは、「労災電子化加算」の対象とはなりません。

## 請求に当たっての注意事項

電子レセプト請求を開始するに当たっては、所定の手続きが必要となります。届出・設定などの詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

労災レセプト電算処理システム  検索

山梨労働局労働基準部労災補償課  
電話055-236-5880